

小規模事業者経営発達支援融資事業

平成27年度予算額 0.2億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者が持続的に事業を発展させていくためには、国内外の需要の動向や自らの強みを分析し、新たな需要を獲得するために事業を再構築していくことが必要ですが、多くの事業者は、経営資源に制約があることから、単独で行うことは困難であり、小規模事業者に対する豊富な支援実績のある商工会・商工会議所が、地域の事業者を支援していくことが期待されています。
- このため、小規模事業者支援法を改正し、小規模事業者の「持続的な発展」を支援する「経営発達支援計画」を策定した場合に、経済産業大臣が認定する仕組みを導入しました。
- 小規模事業者経営発達支援融資制度は、事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫（国民生活事業）が低利で融資を行うものです。
- 本予算は、制度の円滑な運営を図るため、本来必要な金利と政策的に引き下げている金利の差分について、国から日本政策金融公庫に対し補給金を交付するものです。

成果目標

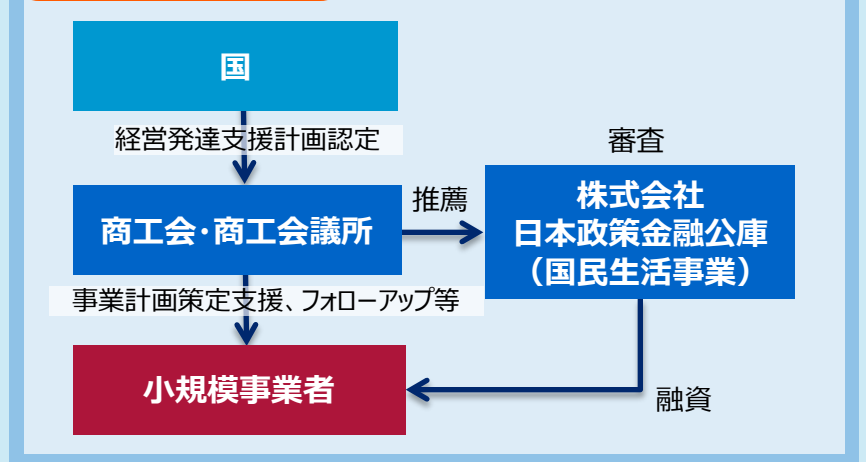
- 平成27年度からの事業であり、着実な融資を実施し、小規模事業者の持続的発展の促進を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

融資制度のスキーム



貸付条件

- 貸付対象：経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所から事業計画の策定・実施支援を受けて事業の持続的発展に取り組み、一定の雇用効果が認められる等、一定の要件を満たした小規模事業者
- 貸付限度額：7,200万円（国民）
- 貸付金利：特別利率1（基準金利から－0.4%）
※雇用の拡大を図る者については、上記から更に－0.1%
- 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金8年以内
- 据置期間：設備資金2年以内、運転資金2年以内
※小企業者(従業員5人以下)については、設備資金3年以内、運転資金3年以内